

甲斐市議会バイオマス産業都市構想特別委員会会議録

1. 開催日時 平成31年3月4日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（10名）

委員長	内藤久歳君	副委員長	保坂芳子君
	伊藤毅君		滝川美幸君
	五味武彦君		金丸寛君
	松井豊君		清水正二君
	有泉庸一郎君		山本英俊君

欠席委員（なし）

傍聴議員（10名）

議長	長谷部集君		加藤敬徳君
	谷口和男君		秋山照雄君
	清水和弘君		横山洋介君
	金丸幸司君		赤澤厚君
	小澤重則君		斉藤芳夫君

説明のため出席した者の職氏名

生活環境部長	小田切聡君	環境課長	中込広人君
バイオマス 推進係長	小田切英規君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	岩下和也	書記	輿石文明
書記	小澤裕一		

内容

- 1 甲斐市木質バイオマス発電事業に関する協定書（案）について
- 2 その他

開会 午後 4時55分

○書記（小澤裕一君） 改めまして、こんにちは。

本会議に引き続きのご参集、大変お疲れさまです。

これよりバイオマス産業都市構想特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長よりご挨拶いただき、引き続き委員長の進行により議事を進めてまいります。

それでは、内藤委員長、よろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 改めまして、大変お疲れさまでございます。3日間にわたる一般質問、大変ご苦労さまでした。きょうは、引き続き特別委員会ということでご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

この委員会は、前回の委員会に引き続き、協定書の内容について再度審査をいただくことになっております。また、議員各位から貴重なご意見等いただく中で、きょうの場が設定されました。また、当局のそれに関する詳細な説明を受けながら、この内容についてしっかりと審査をしていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しておりますので、これよりバイオマス産業都市構想特別委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○委員長（内藤久歳君） 本日の委員会は、お手元に配付した次第のとおり進めたいと思います。

ここで、あらかじめ申し上げます。

本日の会議は時間を延長して行いますので、ご了承願います。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までといたします。

念のため人数を申し上げます。

甲斐市民クラブ2人、創政甲斐クラブ2人、新政会1人、公明党1人、颯新クラブ1人、日本共産党甲斐市議団1人となります。

これより、次第の3、内容に入ります。

(1) 甲斐市木質バイオマス発電事業に関する協定書(案)について当局より説明を求めます。

中込課長。

○環境課長(中込広人君) 大変お疲れさまでございます。よろしく願いいたします。

それでは、環境課から甲斐市木質バイオマス発電事業に関する協定書(案)につきましてご説明させていただきます。

本日の内容につきましては、2月8日の本特別委員会にお示しさせていただきました基本協定書(案)についての議員からの意見、提言、質問事項に対し、市の考え方などをご説明するものでございます。

それでは、バイオマス産業都市構想特別委員会資料1ページをお願いいたします。

議員からの意見、提言、質問事項につきましては7人の議員からいただいたところであります。

それでは、1件ずつご意見等のご紹介とそれに対する市の考え方をご説明させていただきます。

まず、協定書全体としてのご意見等といたしまして、売電期間が終了した時点での撤去または継続の判断はどのようにして決められるのかというご質問がございました。市の考え方ではありますが、協定書では貸付期間について23年としており、継続の定めにつきましては第7条第4項にある借地契約で定めることとしているところであり、撤去または継続の判断につきましては売電期間が終了する前に、特別目的会社において発電設備の状態や電力の買い取り価格、燃料の調達状況など、本市においては熱供給設備の状態や土地利用計画などを勘案する中で、双方で協議して決定することとなるものと考えているところでございます。

実際の土地借地契約につきましては、借地期間を明確に定める中で、双方の協議により延長することができるとの条文を想定しております。

次に、協定書のチェックに関してはどのような法定機関をお願いしているのかというご質問がございました。回答といたしましては、本市では区市町村会の顧問弁護士に内容を精査していただいております、日立造船においては自社の法務部門にて確認を行っているところであ

ります。

また、栃木県的那珂川バイオマスでは、木材の供給策の一つとして、一般市民が木質チップや丸太などを運んで置いていくことができる木材ガソリンスタンドを設置し、運んだ木材の重量に対し市内で使える地域振興券を発行している取り組みがある。こういった取り組みを甲斐市も検討し、実行する場合は協定書に掲載していくことが可能であるとかいうご質問がありました。市の考え方といたしましては、日立造船では一般市民から丸太や剪定枝の調達を計画しておりますが、燃料としての取り扱い方法や受け入れ体制などにつきましては、現在、山梨県や本市と協議の段階であり、特に剪定枝につきましては廃棄物の処理及び清掃に関する法律に対する取り扱い方法が課題となっております。

仮に受け入れ可能ということになった場合は、別途、覚書など何らかの形で締結してまいりたいと考えております。

次に、チップ工場に関する情報がないが、必要ないかとのご質問がありました。市の回答といたしましては、木質バイオマス発電事業の実施に当たり、日立造船においては発電所予定敷地周辺にチップ工場の整備が必要不可欠としており、みずからの責任のもとに燃料調達計画を勘案する中でチップ工場を誘致するものであります。

したがって、基本協定書では第6条、別表1の役割分担表の中で、チップ工場に関することについては燃料の調達やその他発電事業に関することに該当し、日立造船の責任としておりますので、条項には定めていないところであります。

当然、日立造船においては、協定書にチップ工場に関する条文がなくても、チップ工場の整備が見込めない場合は本協定書に判こを押せない状況でもあるところがございます。

2ページをお願いいたします。

協定書全体としてのご意見であります。発電会社は発電所の管理運営をすることにより循環型社会の構築や地域の振興に寄与していることを認識するとともに、山梨県におけるSDGsの取り組み先進地として牽引すること等のご意見がございました。

ご意見に対する市の考え方ではありますが、甲斐市バイオマス産業都市構想では循環型社会の構築や地域振興を掲げており、本市では日立造船が十分に構想の趣旨を理解していることを確認の上、発電事業者に選定したところであります。

なお、日立造船では、企業の社会的責任（CSR）の中で、既にSDGsの持続可能な開発目標への取り組みを実施しており、本市の木質バイオマス発電事業もその一環であり、山梨県における取り組みを牽引するものと考えているところであります。

次に、協定書第5条に関するもので、最大出力6,950キロワットと当初の1万キロワットとの差が出た理由はとのご質問がございました。市の考え方といたしましては、それぞれの発電事業者の考え方によるものであり、日立造船では燃料の安定供給に関する覚書をもとに調達可能量を把握した上で出力規模を決定しており、その結果が6,950キロワットであると理解しております。

次に、第7条におきまして幾つか質問をいただいております。

まず、第2項では、土地取得経費及び造成経費の事業費の内訳について何うとのご質問がありました。協定書(案)には貸付料の算定方法を、また前回の本特別委員会では事業費の総額のみのご提示でありましたので、改めてお示しさせていただきますと、土地取得及び造成経費については発注時期や入札の実施により増減する可能性を前提とする中で、現在、概算による内訳は次のとおりとしております。

まず、土地取得経費の1億6,230万円の内訳ですが、不動産鑑定が80万、物件補償算定が800万、土地購入費が9,700万、物件補償費が5,600万、登記料が40万円、印紙代が10万円を想定しております。

また、造成経費の1億8,000万円の内訳ですが、測量業務が900万円、地質調査が300万円、造成設計が1,300万円、造成工事が1億5,500万円と考えております。これらの金額は、あくまで現在想定しております予算ベースのものであり、実際には増減するものだと思いますが、実際の貸付料はこれらの経費を決算ベースで算定することとしております。

次に、同じく第2項において、建設予定地の国土交通省が公示した公示価格は幾らかとのご質問がありました。ご質問に対する市の回答であります。建設予定地につきましては地価公示の標準地ではないため、公示価格は示されておられません。なお、本市には標準地が12地点あり、このうち双葉地区には竜地、大埜、志田の3地点であります。いずれも建設予定地から離れていることや、用途が住宅用地であるため不動産鑑定士等による調査が必要であると考えているところであります。

3ページをお願いいたします。

同じく第7条第2項におきまして、適正な価格の考え方からの③の事業用定期借地権と償還割合の2%の説明をとのご質問がありました。回答といたしましては、土地取得及び造成経費の3億4,000万円を事業用定期借地権の最長貸付期間である50年で除した場合は680万となり、消化割合にすると2%となり、価格設定に対する考え方の一例として示させていただきました。

また、⑤の貸付料利回りの2%と③の2%は関連性があるのか伺うとのご質問がありました。⑤は不動産鑑定士に相談した内容を説明しており、前者⑤は一般的な土地賃借料における期待利回りであり、後者③は事業用定期借地権の評価割合であるため関連性はありませんが、さまざまな角度から貸付利率を検討した結果により、2%と結論したところであります。

次に、第7条第4項において、4項の借地契約の内容を伺うとのご質問がありました。回答といたしましては、借地契約については事業用借地権設定覚書にて別途定めることとしており、主な内容につきましては、土地の貸付面積、期間、賃料、補償金、解除・解約、譲渡、転貸し、原状回復義務、契約書等の経費の負担等を定める予定であります。

補足させていただきますと、この借地契約は民法上で行うのではなく、借家法に基づいて行うものであり、その中の事業用定期借地権として設定するものであります。

次に、双葉体育館建設に関する用地取得状況を伺うとのご質問がありました。回答といたしましては、双葉体育館の敷地につきましては昭和55年と平成6年に旧双葉町において取得したものでありますが、取得してから相当の期間が経過しているため、土地の取得価格については不動産鑑定評価を実施する中で適正な価格にて取得をする予定としているところであります。

第9条では、発電会社は甲斐市バイオマス産業都市構想の趣旨を十分理解した上で、設計、整備及び管理運営に努めることとの追加表記を求めのご意見がございました。市の考え方がありますが、発電会社の代表企業となる日立造船が構想の趣旨を十分に理解していることから、発電会社においても当然同様に引き継がれると考えておりますので、協定書に追加表記を行いませんが、ご理解のほうをお願いいたします。

次に、第11条第2項におきまして、既存井戸はどういう状態なのかとのご質問がありました。回答であります。前発電事業予定者であったふるやグループが水量や水質を調査する目的に200メートル程度の掘削をした井戸であり、揚水ポンプなどの附帯設備は設置されていないため、現在は使用できない状態であります。

12条では、木質バイオマス発電は大量のCO₂を排出、燃焼エネルギーの75%以上のCO₂を排出する。ヨーロッパでは熱利用を含め五、六十%、CO₂の排出は40%台を利用しており、熱利用については乙である発電事業者にも責任を果たさせるべきとのご意見をいただきました。市の考え方としましては、一般質問における答弁にもありましたとおり、木質バイオマス発電の燃焼についてはカーボンニュートラルでありまして、二酸化炭素が増加するという考えはないところであります。その上で、本市ではほとんどの発電所で無駄にしている

廃熱につきまして、可能な限り有効活用する計画でありますので、ご理解のほどをお願いいたします。

第12条第1項の協力金の関係につきまして、環境保全に関する事業とは具体的にどのようなものかのご質問がありました。協力金に対する本市の用途であります。主に化石燃料の代替となる木質バイオマスを活用した熱供給事業を予定しておりますが、そのほか再生可能エネルギーの導入、地球温暖化対策、環境教育、公害対策、環境美化、自然保護等も想定しているところであります。

また、第2号の雇用の関係では、農地法等の定めに従った雇用とはとの質問をいただきました。回答といたしましては、農地転用の許可に関しまして定めた農地法施行規則第33条第12号に掲げられております農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設といたしまして、発電所において雇用されることとなるものに占める農業従事者及びその世帯員の割合が3割以上となるように雇用することとあります。

第3号の市内企業の発注の関係では、全部甲斐市内企業への発注ができる状況か、できないときはとのご質問がありました。市といたしましては、可能な限り市内企業を優先的に活用することとしておりますが、工種・工法により市内企業では対応できない場合につきまして対応可能な企業との共同企業体の構築などを要望してまいりたいと考えております。

第4号では、関連会社とも連携して甲斐市の協力を定める件であります。関連会社とはとの質問をいただいております。基本的に、日立造船における国内外合わせて111社の関連会社を想定しております。主なものといたしましては、株式会社ニチゾウテック、浅間環境ソリューション株式会社、株式会社エイチアンドエフ等であります。

また、ここには記載がございませんが、発電会社の関連会社といたしましては、チップ工場もそれに該当するものと考えております。

同じく第4号では、甲斐市産品の国内外への販路開拓、国内外での甲斐市の観光PRとは具体的にどのようなものを指すのか等のご質問がありました。市の考え方といたしましては、発電所及び熱供給設備の視察の受け入れ、観光パンフレットの配布等を実施していただくことや、本市のイベントへの協力を考えております。また、国内の関連会社にも本市のPRや情報提供に協力していただくことを想定しているところであります。

なお、日立造船につきましては、自社の技術による発電所といたしまして国内外に発信していきたい旨の説明を受けているところであります。

第5号においては、新技術の実証実験の申し出が考えられているものがあれば教えてほし

い、将来ということなのかとのご質問をいただきました。回答といたしましては、将来、県内企業からの申し出があれば事業に支障がない限り積極的に協力することとしており、現在は、特に申し出があるのではなく、発電所が稼働した以降の申し出を想定しているところであります。

第6号では、非常時には発電所の電力の一部を使用できる状態にするの具体例とはとのご質問がありました。具体例といたしましては、災害等により東京電力の系統が遮断された場合、発電所は東京電力に電力を送ることができず、ボイラーを緊急停止する必要があります。その際、ボイラーの損傷を防ぐため、日立造船では非常用発電機の設置を予定しており、本市では、この非常用発電機の電力の使用を予定しております。

5ページをお願いいたします。

第16条の発電量の木材の使用量の報告の定めに対し、燃料となる木材については乙が確保することだが、木質バイオマス発電の最大のネックは燃料木材、間伐材等の確保である、そのことについての明確な説明がないまま契約すべきではない。20年間の燃料確保の見通しを明らかにすべきとのご意見がございました。一般質問で答弁があったとおり、経済産業省が認定する設備認定にかかわる名義変更及び事業計画変更に当たっては、燃料調達計画を厳しく審査されることになっております。日立造船では木材を供給する林業事業者との間で締結している燃料安定供給に関する覚書のもとに、燃料の調達及び使用計画を作成し、調達予定先となる全ての県の林政部局及び山梨県林業振興課に対して事前の説明及び当該計画の妥当性について指導、助言を受け、調整が完了しております。

そのため、本市では20年間安定した電力供給が見込めると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、報告だけでよいのかとのご質問もいただきました。市といたしましては、発電量や木材使用量等により発電事業の状況を把握し、議会等に報告するため報告を義務づけているところであり、それ自体に関して是正を求めることは今のところ考えておりませんが、当然、発電事業に影響がある場合、第4条にもありますとおり、日立造船みずからの責任において管理監督するものと定めております。

次に、第18条においては、環境保全協定はいつ定めるのか、また変化に対応し変えていくのかとのご質問をいただきました。環境保全協定につきましては、日立造船が特別目的会社を設立した後、本市と特別目的会社で締結する予定であります。

なお、環境保全協定書は双方で検討、協議の上作成してまいりたいと考えており、また内

容の変更にあたっては双方が協議の上、決定する旨の条項を定め、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

第19条では、一括委任または一括下請の禁止の説明をとの内容をいただいております。本市としては、本協定につきましては事業に対する責任の所在を明確にするとともに、日立造船のみずからの責任において事業を実施させること等を目的としているところであります。そのため、一括委任または一括下請を禁止しておりますが、事前に協議をした結果、本市が適正と判断した場合については認めることとしております。

最後になりますが、第21条、第23条におきまして、責めに帰すべき事由とは例えばどういことが考えられるのかとのご質問をいただきました。責めに帰すべき事由とは、故意または過失など一方的な都合の事由によるものと考えており、逆に攻めに帰すべき事由によることなくといった場合は、基本的に地震、噴火などの天災が考えられるところであります。

以上、協定書案に対する委員からの意見、提言、質問事項に関する市の考え方につきましてご説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

ここで、委員並びに議員各位に申し上げます。質問は一問一答とし、また質問、答弁は簡潔、明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

これより委員の説明に対する質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 一般質問でも言ったことと多少ダブるんですが、木材の調達が一番心配なんですよ。結局、最初の計画が頓挫したのも恐らく木材だと思うんです。余り説明がないけれども。今度、大月市のほうに大きい発電所ができましたよね、あそこに当然木材が集まりますから、県内から集めるのはかなり無理があるんじゃないかと。我々、素人ですからわかりませんが、そういうことを考えると、県外が1社だけというのは、本当にそれで20年大丈夫なのかという感じがします。ちょっとその辺をお願いします。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） まず、先ほどご回答したとおり、基本的には県の審査を受けて、県がそれを認めているといったことでありますので、我々といたしましては、その20年間の燃料の確保ができているものと理解しております。

また、大月のバイオマス発電所との関係でございますが、以前ご説明したかどうかちょっと記憶にはあれですが、基本的には燃料が私どもと恐らくかぶっていないということを確認しております。というのは、大月のバイオマス発電所につきましては7割がいわゆる都内の剪定枝を入れると、3割が県内で調達というふうなことを聞いているところでございますが、その3割分と我々、日立造船が林業事業者と覚書を締結しておりますが、その林業者とはかぶっていないところでございます。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

議員各位に申し上げます。今回のこの会議は協定書（案）に対する質疑を求めていますので、その範囲で質疑をお願いしたいと思います。

ほかにございますか。

清水委員。

○委員（清水正二君） 3ページの既存井戸はどういう状態なのかということで、一般質問の中でも答弁あったんですけども、この井戸というのは、先ほどの説明だとふるやで掘った井戸ということなだけけれども、その既得権というのはどういうふうになっているの。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 一応、ふるやグループが試掘をして掘ったというふうな形の中で約2,000万かかったというふうに伺っております。実際に今、その井戸の権利というものはふるやグループが所有しておりますので、用地買収とともに補償のほうで本市のほうでそれを買受けるというふうな予定で今考えているところでございます。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 12条の回答でカーボンニュートラルという表現がありますけれども、それは間違いだということは質問の中で言ったと思いますけれども……。

〔「それは個人の意見だよ」と呼ぶ者あり〕

○委員（松井 豊君） いや、個人の意見じゃないですよ、これは完全に間違いですよ。いいCO₂も悪いCO₂もないわけですから、少なくとも石油のエネルギー効果が40%ですよ、これを超えて熱利用ができないと、結局は炭酸ガスの排出増になってしまいます。これは計算上当然の話なんで、その辺はちゃんと理解してもらいたいと思います。これは意見として。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。よろしいですか。

これ非常に重要なものなので、これでよければこのまま進んでいくということになります

ので、ぜひ、いろいろ。今回、質問的なものもあったんですが、提言的なものがあれば伺いたいと思うんですけども、よろしいですか。

委員各位、質問はよろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） それでは、委員各位の質問はないようですので、これで委員各位の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、何かございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） 傍聴議員の質疑もないようですので、以上で傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で甲斐市木質バイオマス発電事業に関する協定書（案）についてを終了いたします。

次に、（２）その他に入ります。

バイオマス関連で環境課よりその他の報告等がありましたら、お願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） それでは、引き続き次第４のその他を行います。

委員より、特別委員会関係でその他何かありましたらお願いをいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、終了します。

事務局より何かありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちましてバイオマス産業都市構想特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 ５時２４分